

特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針（案）

第1 通則

1 趣旨

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関することを定め、もって特殊詐欺を防止し、県民の財産を守ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、県民等及び次号に掲げる事業者が努力すべき必要な方策を示すものである。
- (2) この指針における事業者とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第2条第1項の金融機関
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者のために貨物運送契約の締結の媒介、取次または代理を業として行う者を含む。）
 - ウ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項の携帯音声通信事業者、同法第6条第1項の媒介業者等及び同法第10条第1項の貸与業者
- (3) この指針は、犯行の態様の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 県民がとるべき方策

- (1) 県、市町、事業者等による特殊詐欺の防止に関する情報提供、注意喚起等を踏まえ、家族間であらかじめ「合い言葉」を決めておくなど特殊詐欺の被害防止について関心を持つよう努めること。
- (2) 不審な料金請求、医療費等の還付金手続、融資保証金の要求など特殊詐欺の手段と思われる電子メール、電話、郵便物等を受けたときは、一人で判断せず現金の振り込み等をする前に家族、身近な者または警察等の相談機関に相談するよう努めること。
- (3) レターパックや宅配便による現金の送付は、運送約款等に違反するおそれがあり通常の送金手段として用いられることはないことから、これらを用いた送金の要求には応じないよう努めること。
- (4) 地域住民の集会などにおける特殊詐欺防止の講習、地域の見守り活動などにおける住民同士の情報交換や注意喚起を行うなど、地域ぐるみの特殊詐欺防止の機運が醸成されるよう努めること。

2 事業者がとるべき方策

- (1) 特殊詐欺の被害防止に資するものとして事業者の取組が有効であることを認識し、特殊詐欺の被害防止に関する県、市町等による施策および県民等による自主的な防犯活動に協力するよう努めること。
- (2) 役務の提供が特殊詐欺の手段に利用されることを防止するため、その対応についてマニュアル等を作成するよう努めること。
- (3) 顧客等に対して特殊詐欺の被害抑止のための声かけを励行させるなど従業員の教育・訓練を行うよう努めるとともに、特殊詐欺に関する犯罪多発警報等の発令時には、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化するよう努めること。
- (4) 事業所におけるポスターの掲示やホームページによる情報発信など、特殊詐欺の被害防止、関心を高めるための広報啓発活動に努めること。
- (5) 金融機関は、現金自動預払機（ＡＴＭ）の設置を委託する者に対し、特殊詐欺の被害防止に必要な情報を提供し、およびその利用者に対する声かけ等の注意喚起を要請するよう努めること。

3 通報等

- (1) 県民等は、その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者があるときは、警察官、事業者等へ通報するよう努めること。
- (2) 事業者は、その役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者又は特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他適切な措置を講ずるよう努めること。

付 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。